

# 学校法人日本学園創立 140 周年記念事業寄付金募集趣意書

## ご挨拶

皆様におかれましては、平素より学校法人日本学園の教育運営に温かいご理解とご支援を賜り深く御礼申し上げます。

日本学園は、2025（令和 7）年に創立 140 周年を迎えます。本学園は、明治 18（1885）年に神田錦町に東京英語学校として誕生し、以来歴史を積み重ね日本学園中学校・高等学校として発展してまいりました。この間、創立者杉浦重剛先生の志を受け継ぎ、「人は得意な道で成長すればよい」を教育の理念に掲げ、個性を尊重した人材を育成する教育機関、また、地域に根ざした教育機関として邁進してまいりました。

このたび、創立 140 周年にあたり皆様からご支援を賜りたく「学校法人日本学園創立 140 周年記念事業寄付金」を募ることと致しました。

ご高承のとおり、本学園は 2026（令和 8）年 4 月より明治大学の系列校となり、校名を明治大学附属世田谷中学校・世田谷高等学校と改称し、共学化することとなっております。日本学園中学校・日本学園高等学校としての最後の周年行事となりますが、更なる充実と発展を期するために、何卒この記念事業の趣旨にご賛同いただき、格別のご支援、ご協力を賜りたく、心よりお願い申し上げます。



新校舎完成予想図

学校法人 日本学園

理事長 松本 勝馬

日本学園中学校・高等学校

校長 水野 重均

梅窓会

会長 加藤 海士郎

## 募集要項

- 1 募金の名称 学校法人日本学園創立 140 周年記念事業寄付金
- 2 募金の目的 (1) 教育環境整備資金 (新校舎建設・既存校舎改修および設備の充実)  
(2) ICT 教育等拡充資金 (新ネットワーク構築・ICT 機器の充実)  
(3) 教育研究に要する経常的経費  
(4) 創立 140 周年記念行事資金
- 3 募金目標額 5, 0 0 0 万円
- 4 募集の期間 2023 年 11 月 1 日～2026 年 2 月 28 日
- 5 募集の金額 個人の皆様 . . . . . 1 口 5 千円  
法人・団体様 . . . . . 1 口 5 万円  
・金額にかかわらず 1 口未満のご寄付も有り難くお受けいたします  
・複数口でのご寄付をいただければ幸いです
- 6 募集対象者 本学園の卒業生の皆様  
本学園の在校生保護者の皆様  
本学園の教職員の皆様  
本寄付金にご賛同いただける法人・団体及び個人の皆様

## お申込・払込方法

- 1 スマートフォンまたはパソコンをご利用の場合

<https://mirai-compass.net/dnt/nichgakh/common/dntEntry.jsf>

QR コード



- (1) 寄付金項目選択では『140 周年事業寄付金』をお選びください。
- (2) 寄付金のお支払いは、各種クレジットカード、コンビニエンスストア、ペイジーでのお支払いをお選びいただけます。
- (3) 領収書の発行日は、お申込み受付日やカード決済口座からの振替日ではなく、本校への入金日となります。2023 年については 12 月 10 日以降にこちらのサイトよりお申込みいただいた寄付の領収書は、発行日が翌年となります。この場合、寄付金控除も翌年となりますので、余裕をもってご寄付いただけるようお願いいたします。(2024 年以降についてはお問合せください)

## 2 郵便局（ゆうちょ銀行）で払込の場合

(1)払込手数料は、恐縮ですがご負担願います。

(2)振替口座：00140-6-760984 加入者名：学校法人日本学園

(3)別紙「140周年記念事業寄付金申込用紙」にご記入のうえ、必ず日本学園事務室までご提出願います。

## 3 銀行でお振込の場合

(1)銀行備え付の振込依頼書にてお振り込みをお願いいたします。

なお、振込手数料は、恐縮ですがご負担願います。

(2)振込先：三菱UFJ銀行 永福町支店

口座番号：普通預金 1030693

口座名義：学校法人日本学園 理事長 松本勝馬

(3)別紙「140周年記念事業寄付金申込用紙」にご記入のうえ、必ず日本学園事務室までご提出願います。

## 4 領収書発行について

領収書の日付は、本校口座に入金があった日付となります。領収書発行までに、お申込み受付より約1～3ヵ月のお時間を頂戴しておりますこと、ご了承くださいますようお願いいたします。

## 5 顕彰

この記念事業寄付金にご寄付を賜りました方全員のご芳名を「寄付者芳名録」に記載致します。

ホームページなどに掲載させていただく場合がございます。掲載を記載されない場合は、「140周年記念事業寄付金申込用紙」などでその旨をお知らせください。

### 税制上の優遇措置について

ご寄付をいただいた場合、減免税措置（寄付金控除）を受けることができます。

寄付金の入金確認後、1～3ヵ月以内に領収書を、入金確認年の翌年1月に寄付金控除にかかる証明書をお送りいたします。詳細につきましては学園ホームページの

「寄付金募集」専用サイトをご確認いただくか日本学園事務室までお問い合わせください。

## 1 寄付者が個人の場合

寄付者の皆様は、確定申告を行なうことで税制の優遇措置を受けることができます。

優遇措置につきましては次のどちらかの有利な方を選択いただけます。

(1)税額控除制度：(寄付金額－2,000円) × 40%を所得税額から控除

※所得税控除額はその年の所得税額の25%が上限

(2)所得控除制度：(寄付金額-2,000円) 所得税率を総所得額から控除

※所得税率は課税される年間所得により異なります。

なお、東京都在住の方は住民税控除額 = (寄付金額－2,000円) × 4%、住所地の区市町村が指定した控除対象寄付金にも該当する場合、別途、個人区市町村民税から(寄付金額－2,000円) × 6%に相当する額が控除されます。区市町村においてどの寄付金が指定されているか等については、住所地の区市町村へお問い合わせください。

## 2 寄付者が法人・団体の場合

法人・団体様からの寄付金は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行なう「受益者指定寄付金制度」をお選びいただけます。この取り扱いにより、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。ご利用の際は、日本学園事務室(担当 山本 TEL 03-3322-6331)までお問い合わせください。

### 個人情報の取り扱いについて

寄付のお申し込みの際にいただいた個人情報は、寄付関連事業においてのみ使用いたします。また、本学園が管理し、守秘義務を厳守いたします。

### ご連絡・お問い合わせ先

学校法人日本学園事務室 〒156-0043 世田谷区松原2丁目7番34号

TEL：03-3322-6331 FAX：03-3327-8987

E-mail：kifu@nihongakuen.ed.jp